

5. 道路啓開の実施体制

5.1 関係機関との連携

迅速な道路啓開を実施するにあたっては、各道路管理者や関係機関が適切に連携し、機動的に対応することが必要である。そのためには、関係機関との密な情報共有、ならびに連携・協力体制の構築が求められるとともに、意見交換や訓練などを通じ、共通認識を築いておくことが重要である。

なお、本計画において、県土整備部出先機関、災害協定業者、ライフライン関係占有者、道路管理者は、以下のように定義する。

- 県土整備部出先機関：土木事務所等
- 災害協定業者：千葉県建設業協会、千葉県電業協会、千葉県造園緑化協会に所属する施工業者、千葉県レッカー事業協同組合
- ライフライン関係占有者：東京電力、NTT 東日本、東京ガス、上下水道事業管理者
- 道路管理者：東日本高速道路、首都高速道路、国土交通省関東地方整備局（千葉国道事務所、首都国道事務所）、千葉県、千葉県道路公社、千葉市など

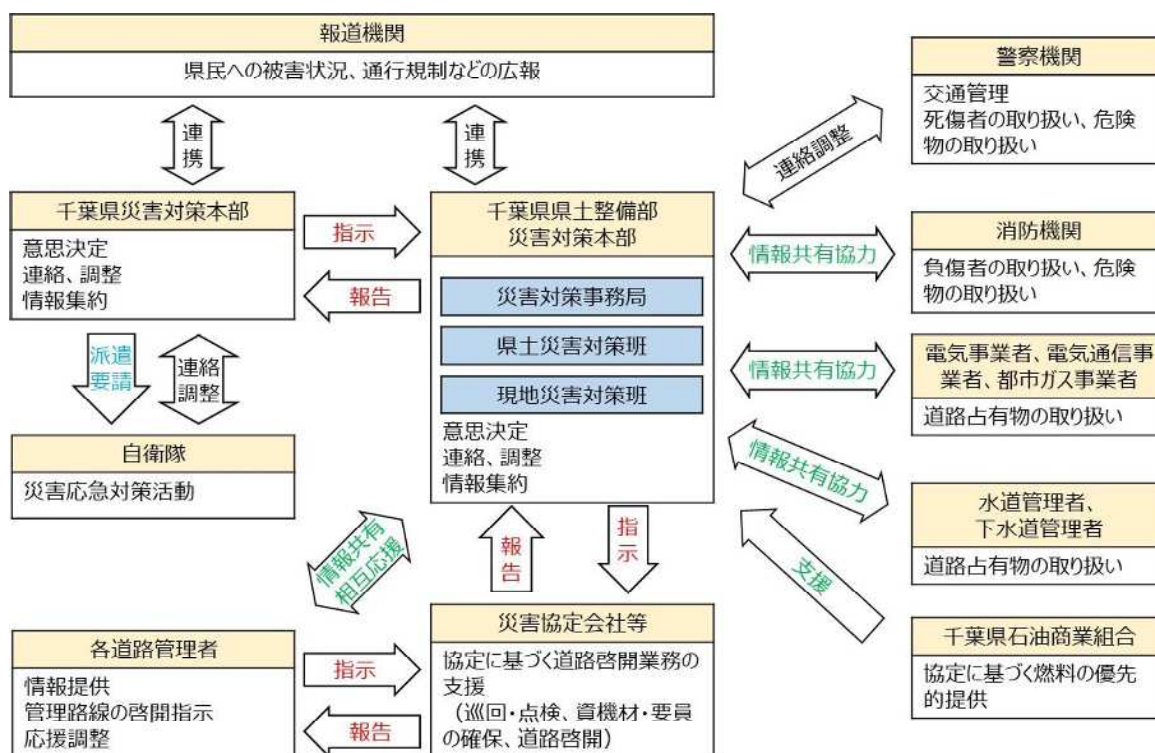


図 5.1 道路啓開に関する関係機関との連携体制

5.2 指揮命令系統

(1) 道路被災状況の収集・共有系統

- 本県及び隣接都県の道路の被災状況は、すべて、千葉県災害対策本部事務局に集約することになる。
- 災害対策事務局と災害対策班は相互に連携して作業にあたるものとする。
- 国道事務所は、直轄国道の被災状況を県土整備部災害対策事務局からの要請を受けて報告する。
- 東日本高速道路(株)及び首都高速道路(株)は、それぞれが管理する高速道路の被災状況を県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 現地災害対策班は、災害協定業者などによる巡視点検で把握した本県管理の道路の被災状況及びライフライン関係占有者からの情報、市町村からの情報をまとめて、県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 千葉県道路公社及び千葉市（道路管理者）は、それぞれが管理する道路の被災状況を県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 県土整備部災害対策事務局は、各関係機関より報告された情報と、隣接都県から収集した被害状況を合わせて、千葉県災害対策本部事務局に報告する。併せて、集約した千葉県内の道路の被災状況を、国土交通省道路局及び関東地方整備局に報告する。

道路被災状況の把握・共有フロー

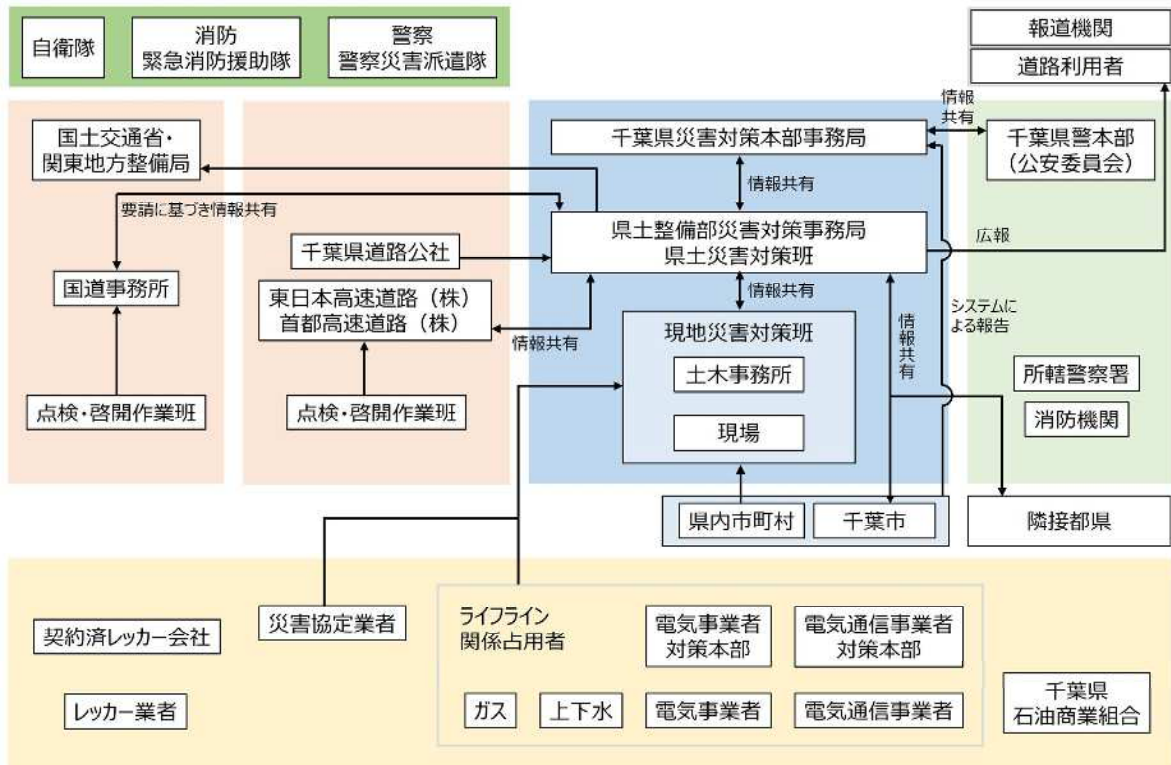


図 5.2 道路被災状況の把握・共有フロー

(2) 道路啓開実施を指示するための命令系統

- 県土整備部災害対策本部は、県災害対策本部事務局が選定する広域防災拠点ならびに緊急輸送ルートを確認のうえで、道路啓開作業が必要となる路線・区間を選定して、県災害対策本部事務局と調整する。
- 県土整備部災害対策事務局は、千葉国道事務所及び首都国道事務所や東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)などと啓開担当路線の確認・調整を行う。その際、国道事務所と東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)が啓開作業を依頼する建設会社などの情報を共有する。
- 国道事務所及び東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)は、災害協定業者に啓開作業を指示する。
- 県土整備部災害対策事務局は、県管理道路の啓開作業を現地災害対策班に指示する。また、必要に応じ、千葉県道路公社及び市町村にそれぞれが管理する道路の啓開作業を要請する。
- 県管理道路の啓開指示を受けた現地災害対策班は、災害協定業者やライフライン関係占有者などに啓開作業を指示する。災害協定業者に作業を指示する際は、国道事務所や東日本高速道路(株)などが作業を要請している建設会社の情報も伝え、それ以外の会社で対応してもらうようにする。

道路啓開実施を指示するための命令系統

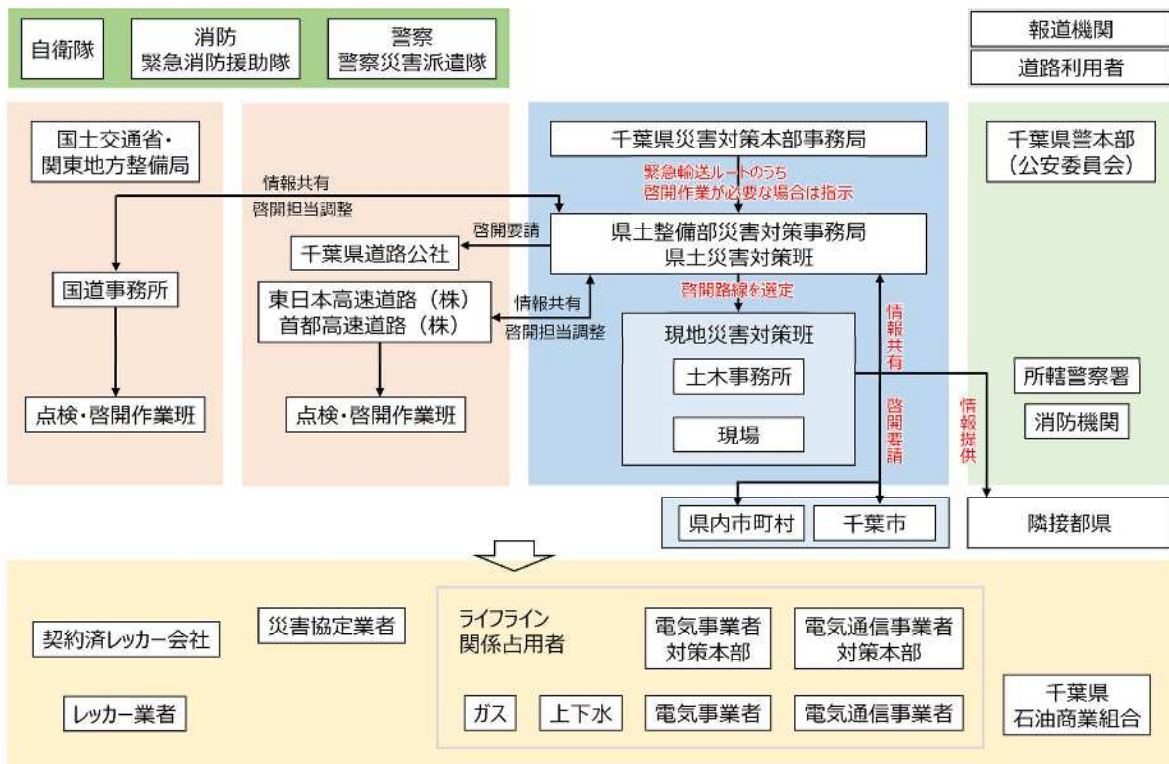


図 5.3 道路啓開実施を指示するための命令系統

(3) 放置車両の移動を含む道路啓開における指揮命令系統

- 県土整備部災害対策事務局は、県で啓開を担当する路線に対して「区間の指定」を行うとともに、指定した道路区間とその理由を原則として書面で千葉県警本部（県公安委員会）に通知する。
- 県土整備部災害対策事務局は、県で啓開を担当する路線の道路啓開を現地災害対策班（県土木事務所）に指示する。
- 指示を受けた現地災害対策班は、現場で作業を行う協定業者などを指揮して道路啓開を実施する。その際、放置車両の移動を行った場合はその旨を所轄警察署に報告する。
- 現地災害対策班は、啓開作業実施状況を県土整備部災害対策事務局に報告し、報告を受けた県土整備部災害対策事務局は、県災害対策本部事務局に報告する。

放置車両の移動を含む道路啓開における指揮命令系統

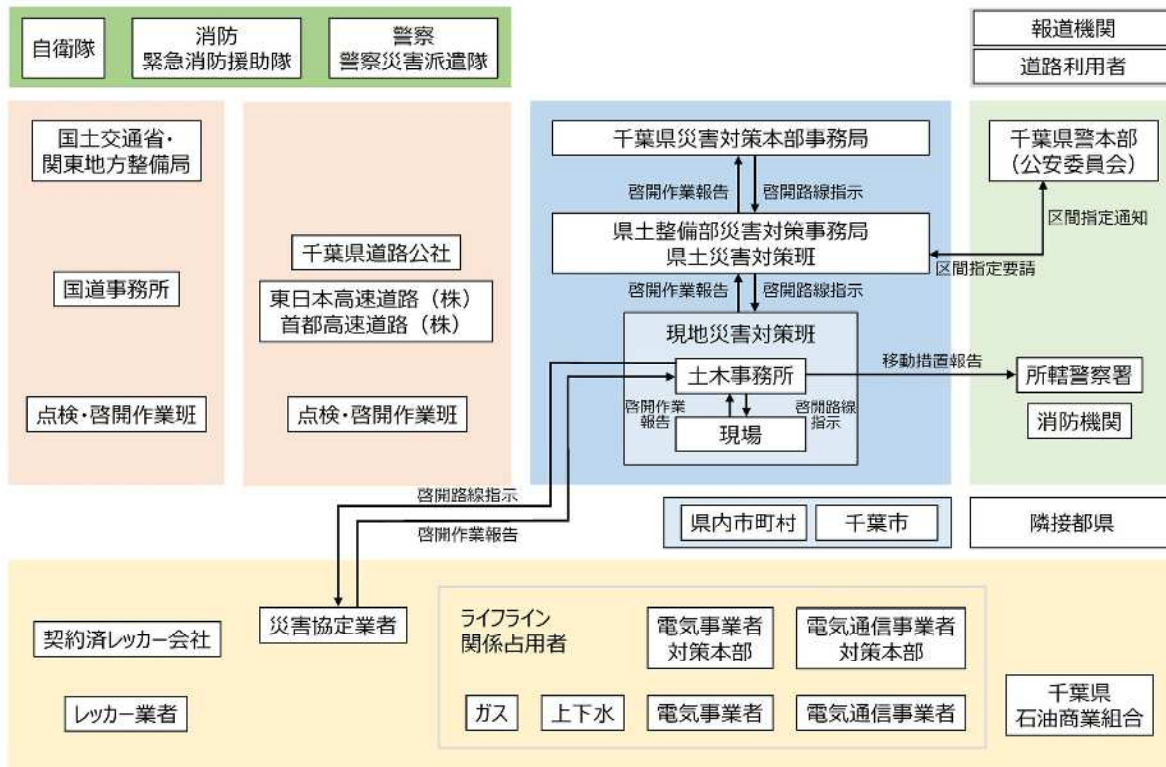


図 5.4 放置車両の移動を含む道路啓開における指揮命令系統

(4) レッカー車による放置車両移動のための指揮命令系統

- 道路啓開作業におけるレッカー車の要請は、県土整備部災害対策事務局に集約する。
- 集約したレッカー要請情報は東日本高速道路(株)と共有する。
- レッカー車は高速道路における道路啓開での使用を優先することとしているので、東日本高速道路(株)より契約済レッカー会社にレッカー派遣要請を行う。
- レッカー派遣要請を受けた契約済レッカー会社は、作業員を手配して現場に派遣する。
- 現場に派遣されたレッカー業者は、現場の道路管理者の指示を受けて放置車両移動を実施する。
- 高速道路でのレッカー作業が完了した後は、一般道路における放置車両移動への協力を千葉県レッカー事業協同組合に要請する。要請は、県土整備部災害対策事務局が窓口となって行う。
- 県土整備部災害対策事務局と東日本高速道路(株)との間で、契約済レッカー会社への要請窓口の引き継ぎ方法など、あらかじめ調整しておくものとする。

レッカー車による放置車両移動のための指揮命令系統

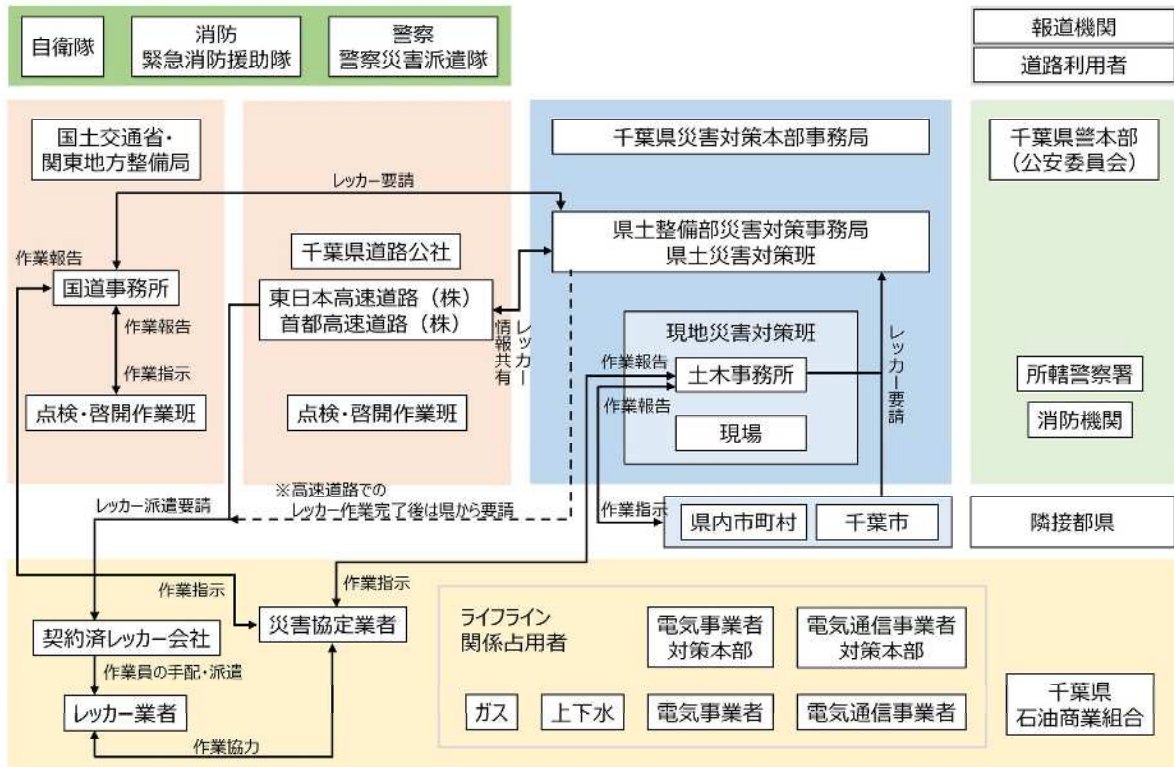


図 5.5 レッカー車による放置車両移動のための指揮命令系統

(5) 電柱・電線処理を実施する際の指揮命令系統

- 現地災害対策班は、被災現場より電柱の倒壊を発見した旨の報告を受けた場合、電気事業者及び電気通信事業者に対して対応を要請する。
- 要請を受けた電気事業者及び電気通信事業者は、啓開現場に作業員を派遣し、現場の道路管理者の指揮に従い、電線処理を実施する。

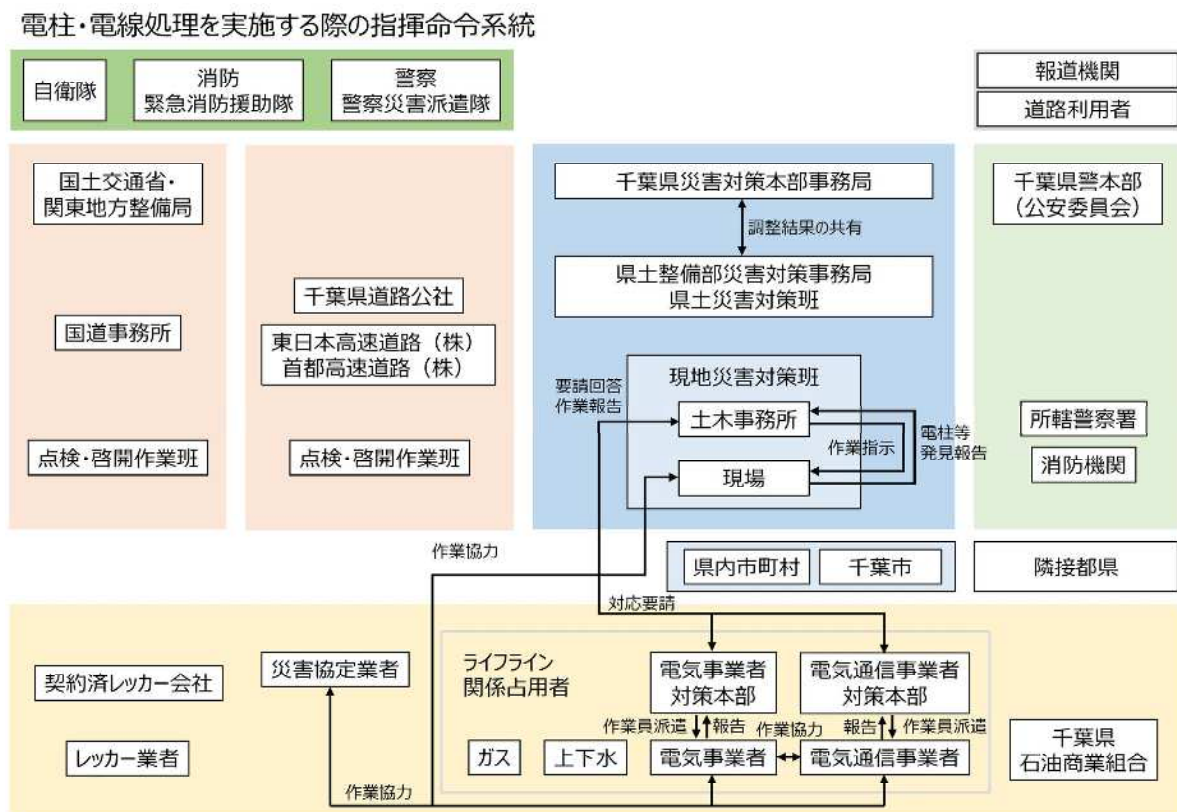


図 5.6 電柱・電線処理を実施する際の指揮命令系統